

羽生市告示 乙 第 205 号

令和 8 年度 過誤納金充当通知書の公示送達について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、別紙のとおり告示します。

標記書類は、収納課に保管してありますので、受領の際はお申し出ください。なお、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した場合は、当該書類の送達があったものとみなします。

令和 8 年 8 月 13 日

羽 生 市 長 齋 藤 万 紀 子

過誤納金充当通知書

NO.	年度	税 目	徴収区分	通知書番号	通知書発行年月日	氏 名
1	6	市県民税	特別徴収	4830873	令和8年8月3日	JAYA KRISMANTO (大場鉄筋株式会社)